

## 第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

輪島の自然・歴史・文化・風土などにより形成されてきた建築形態・意匠を色濃く残している建造物や、地域の景観と調和しこれからの景観形成を先導するような建造物等を、景観重要建造物として指定します。

景観重要建造物は、道路やその他の公共の場から誰もが容易に見ることができる建造物で、以下の事項に該当するものとします。

景観重要建造物周辺においては、当該景観重要建造物との調和に配慮した景観形成に努めます。



大崎家住宅（令和元年10月指定）\*

- ①登録有形文化財に登録されている建造物
- ②優れたデザインを有し、ランドマーク的な存在として地域住民に認知されているもの
- ③地域の景観形成に取り組む上で重要なもの
- ④地域の風土、歴史、文化を感じさせるもの又は、地域の景観を先導することができるもの

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

輪島の自然・歴史・文化・風土などの特徴を色濃く残している樹木や鎮守の森などを、景観重要樹木として指定します。

景観重要樹木は、道路やその他の公共の場から誰もが容易に見ることができる樹木で、以下の事項に該当するものとします。

景観重要樹木周辺においては、当該景観重要樹木との調和に配慮した景観形成に努めます。



観音町子どもの広場の黒松  
（令和3年1月指定）

- ①優れた樹容を有し、ランドマーク的な存在として地域住民に認知されているもの

## 第4章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 1. 指定の方針

輪島市における公共施設の整備にあたっては、地域の自然、歴史、文化等の特性や周辺のまちなみとの調和に配慮することが求められます。

また、祭礼の保存継承やまちなみとの調和のために修景等が必要な道路については、景観重要道路としての指定を検討します。

海岸線や日和山など輪島らしい眺望景観が楽しめる視点場においては、視点場の環境整備を検討します。

道路など連続性が求められる公共施設で、整備時期や工区、管理者等が異なる場合などは、統一感が感じられるよう「つなぎ目」での処理に十分配慮します。

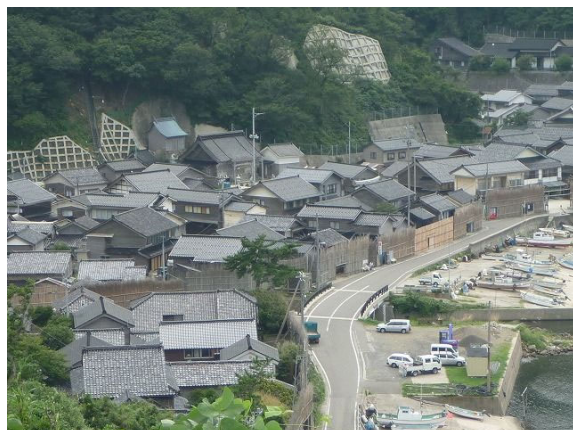
### 2. 景観重要公共施設

景観重要公共施設に位置付ける公共施設及びその整備に関する事項は次のとおりです。

ただし、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨などで甚大な被害を受けており、今後の復旧・復興の状況により、必要に応じて見直しを検討します。

#### (1) 景観重要道路

名称	区間	管理者
県道 38 号	輪島景観重点地区に含まれる区間	石川県
<b>現況・特性</b>		
<p>漁港は、集落の北側にあり日本海に開かれた漁業の拠点であり、県道が整備されるまでの舟運の玄関口であった。また、漁港を含む海辺付近は、ワカメやテングサ、ノリの採取場であり、海産物を干す、日和を見る場であるとともに、釣りを楽しむ観光客が訪れるなど、暮らしや生業として重要な場所である。</p> <p>また、海辺や漁港と間垣で構成される景観は、本地区を代表する景観であり、かけがえのない財産である。</p>		
<b>整備方針</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落付近の区間では、間垣や集落と一体となった沿道景観の形成を図る。このため、道路の安全施設や附属施設及び占有物は、間垣や集落景観と調和した形態や意匠となるよう配慮する。</li> <li>・その他の区間では、自然景勝地や緑地などの自然環境と調和を図る。また、生活者、来訪者の安全性を確保するために必要な道路改良等に当たっては、地形の改変を極力避けるなど、自然環境に十分に配慮する。</li> </ul>		



県道 38 号 \*



県道 38 号 \*

(2) 景観重要河川

名称	区間	管理者
西二又川	輪島景観重点地区に含まれる区間	石川県
谷坂川、桶滝川	輪島景観重点地区に含まれる区間	輪島市
<b>現況・特性</b>		
<p>谷坂川、桶滝川、西二又川は、湾を成した日本海に面する集落、傾斜地の水田や畑、ニガタケの産地を含む里山を空間的につなぐとともに、集落や耕作地をうるおす資源であり、主要な景観構造である。</p> <p>また、桶滝川では桶滝をはじめとする7つ滝があり、上大沢地区の耕作地は高低差が大きいことからため池が設けられる等、個性的な景観が見られる。さらに、集落付近の護岸は、石垣による整備が行われ、間垣と美しく調和した固有の景観を生み出している。</p>		
<b>整備方針</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の付近では、間垣や集落と一体となった景観の形成を図る。このため、河川の付属施設は、間垣や集落景観と調和した形態や意匠となるよう配慮する。</li> <li>・集落の後背地では、里山、耕作地と調和した施設整備を図る。このため、施設整備に当たっては、地形の改変を極力避けるなど、自然環境や営農環境、生態系等に十分に配慮する。</li> </ul>		



桶滝川 \*



西二又川 \*

(3) 景観重要漁港

名称	区間	管理者
大沢漁港、上大沢舟だまり	輪島景観重点地区に含まれる区間	輪島市
<b>現況・特性</b>		
<p>漁港は、集落の北側にあり日本海に開かれた漁業の拠点であり、県道が整備されるまでの舟運の玄関口であった。また、漁港を含む海辺付近は、ワカメやテングサ、ノリの採取場であり、海産物を干す、日和を見る場であるとともに、釣りを楽しむ観光客が訪れるなど、暮らしや生業として重要な場所である。</p> <p>また、海辺や漁港と間垣で構成される景観は、本地区を代表する景観であり、かけがえのない財産である。</p>		
<b>整備方針</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の付近では、間垣や集落と一体となった景観の形成を図る。このため、施設整備は、間垣や集落景観と調和した形態や意匠となるよう配慮する。</li> <li>・海浜付近は生業の場であることから、施設の整備に当たっては、海岸沿いの景勝地や自然環境、海産資源に十分に配慮する。</li> </ul>		

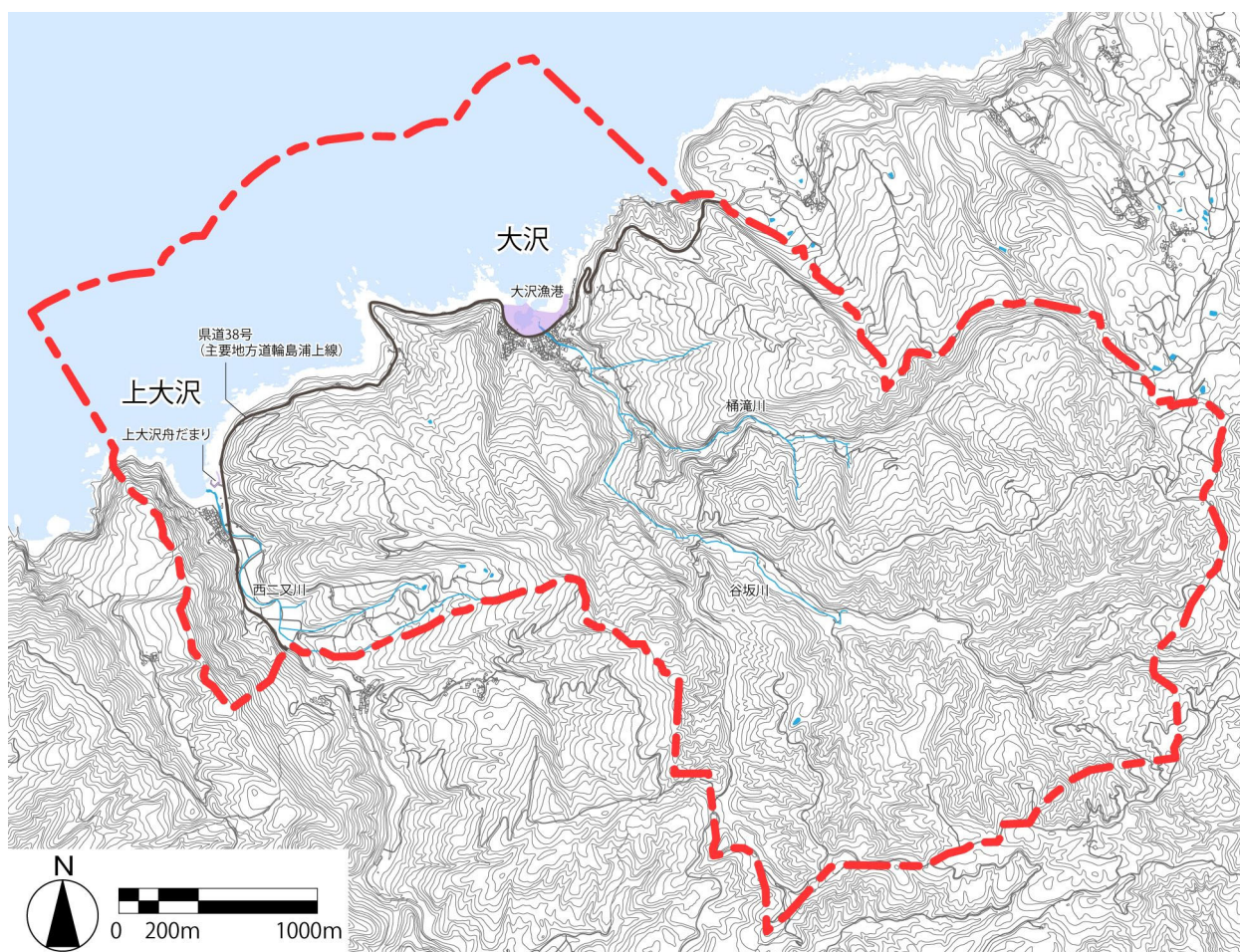


大沢漁港\*



上大沢舟だまり\*

○景観重要公共施設の位置



## 第5章 良好な景観形成のためのその他の方針

### 1. 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物は、輪島市の景観形成上重要な観点であることから、県条例の規制を遵守するとともに、県・市・市民・事業者が連携し、輪島の景観と調和した屋外広告物の表示、掲出に努める必要があります。

また、県からの屋外広告物に関する権限委譲も視野に入れ、輪島市独自の屋外広告物規制の条例制定を目指した取り組みを行います。



## 2. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

輪島市の里山は、厳しい自然を背景として気候風土に適した農林業を営む中で、地域固有の個性豊かな美しい景観が創られてきました。このような地域の景観を保全、創出するための施策を講じるためには、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保することや、営農環境に配慮した支援体制など構築するため、景観農業振興地域整備計画を策定する必要があります。

景観農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により定められた「農業振興地域」において、地域固有の財産となる魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を定めます。

### （1）里山景観を保全・創出するための方針

- ・自然と暮らしが一体となった里山景観の保全・創出のための施策展開に努めます。
- ・白米千枚田や棚田など営農条件の厳しい輪島固有の景観について、景観保全や創出のための支援策などに努めます。
- ・里山景観の保全・創出について、住民と協働による計画策定に努めます。

### （2）保全・創出すべき里山景観の特色

- ・水田（棚田、千枚田等）・伝統的家屋の集落・背景の山並みが一体となった景観。



棚田\*



白米の千枚田\*

## 第6章 景観形成の推進体制

### 1. 参画と協働による景観づくり

美しい景観形成の推進のためには、市民一人ひとりが景観形成を担っていることを認識することが重要であります。

そのため、市民・事業者・行政など多様な主体が、それぞれの役割を認識しつつ、参画・協働しながら地域の景観形成に取り組む「参画と協働の景観づくり」を推進することが必要であります。

#### (1) 市民の役割

- ・郷土の景観に関心をもつ
- ・清掃・美化活動、前庭緑化など身近なところからの景観づくりに取り組む
- ・地域や各種団体、行政等による景観づくりに参画・協働する

#### (2) 事業者の役割

- ・産業活動において、周辺との調和に十分配慮した景観形成に努める
- ・清掃・美化活動、前庭緑化など身近なところからの景観づくりに取り組む
- ・地域や各種団体、行政等による景観づくりに参画・協働する

#### (3) 行政の役割

- ・良好な景観の保全・創出に先導的な役割を担う
- ・景観計画に関連する施策や事業を総合的に活用・推進する
- ・景観に関する助言、指導の強化
- ・景観づくりに対する市民・事業者の意識高揚を図る
- ・市民、事業者、地域、各種団体等の景観活動を推進・支援する
- ・景観に関する総合窓口の充実や庁内連携体制の強化

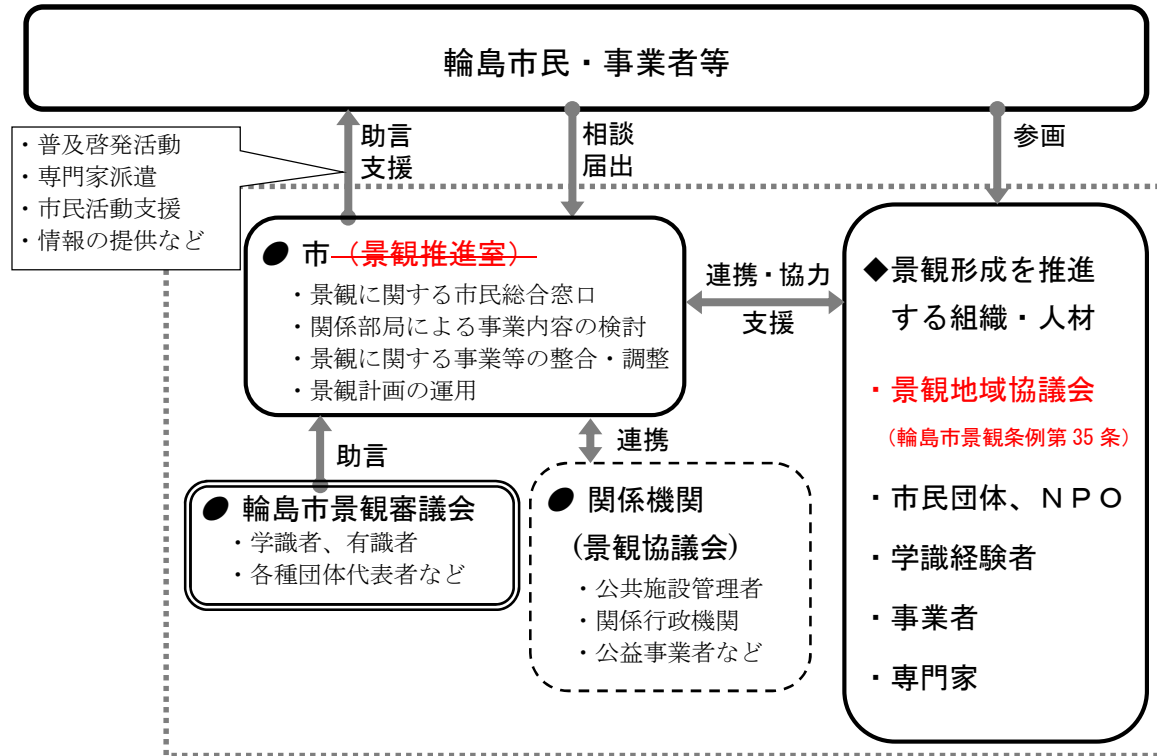
#### ■景観づくりに対する市民・事業者の意識高揚のための施策例■

- 景観フォーラム、シンポジウム開催
- 景観づくりリーダーの育成
- 景観づくり表彰制度の創設
- 小中学生への景観学習、ふるさと学習の充実（副読本作成）
- 景観ワークショップの開催
- 景観情報誌の発行
- 景観フォトコンテストの継続、写真集の発行

## 2. 景観形成の推進体制

良好な景観形成を推進するため、景観づくりに関わりを持つ市民や事業者、各種団体、施設の所有者や管理者など、多様な利害関係者間の連携や協力が不可欠であり、景観計画の実効性確保のために、市民・事業者・市の協働による総合的な推進体制を構築することが求められます。体制で推進しています。

### ■ 総合的な推進体制のイメージ ■



#### (1) 景観審議会 (輪島市景観条例第36条)

~~景観計画の策定や施策の検討など~~、市の景観行政に関する審議機関として、学識経験者や市民代表者等によって構成される「輪島市景観審議会」を設立し設置しています。景観審議会において、景観計画の策定・見直しや、景観法など景観に関する各種制度を活用した景観の保全・育成等に関する審議を実施します。

#### (2) 景観協議会 (景観法第15条)

景観協議会~~は~~、景観形成に関わりを持つ様々な立場の者が、地域の景観形成に係る共通の課題について協議・調整を行うことを目的に、景観行政団体・景観重要公共施設の管理者などで組織するものであり、必要に応じて関係行政機関や観光・商工・農林漁業・電気事業・電気通信事業・鉄道事業などの公益事業者、さらに住民などを加えて、良好な景観形成のための活動に参画し、幅広い内容について協議できるものとしています。

本市においては、管理者等が多岐にわたるものや行政間の連携が必要なものなどで、景観形成のための総合的な推進組織が必要な場合には、この法定協議会の制度を活用し、景観形成に取り組むことができるものとします。

**(3) 景観地域協議会**（輪島市景観条例第35条）

景観地域協議会は、景観計画区域において景観形成を図るために必要な協議を行うため、当該地区の住民その他景観形成の促進のための活動を行う者で構成し、市長の認定を受けて組織することができるものとしています。